

衆議院 第六十四回国会 經濟産業委員会 會議録 第七号

平成十八年三月二十四日(金曜日)

午前九時五十分開議

出席委員

委員長 石田 祝稔君

理事 今井 宏君

理事 平田 耕一君

理事 吉川 貴盛君

理事 達増 拓也君

理事 小此木八郎君

理事 片山さつき君

理事 近藤三津枝君

理事 清水清一朗君

理事 平 将明君

理事 橋本 岳君

理事 原田 合嗣君

理事 牧原 秀樹君

理事 武藤 容治君

理事 山本 明彦君

理事 北橋 健治君

理事 後藤 齋君

理事 野田 佳彦君

理事 三谷 光男君

理事 塩川 鉄也君

新藤 義孝君

増原 義剛君

近藤 洋介君

榊屋 敬悟君

岡部 英明君

北川 知克君

佐藤ゆかり君

塩谷 立君

とがしきなおみ君

早川 忠孝君

藤井 勇治君

松島みどり君

森 英介君

大島 章宏君

小宮山泰子君

佐々木隆博君

松原 仁君

高木 陽介君

経済産業大臣

経済産業副大臣

経済産業大臣政務官

経済産業委員会専門員

二階 俊博君

西野あきら君

片山さつき君

熊谷 得志君

委員の異動

三月二十四日

辞任

長崎幸太郎君

望月 義夫君

吉良 州司君

補欠選任

原田 合嗣君

とがしきなおみ君

小宮山泰子君

同日

辞任

とがしきなおみ君

原田 合嗣君

小宮山泰子君

補欠選任

望月 義夫君

長崎幸太郎君

吉良 州司君

三月二十三日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

本日の会議に付した案件

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

○石田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○二階国務大臣 おはようございます。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

京都議定書に定められた温室効果ガスの排出削減約束の達成に向けて、政府は、平成十七年四月に京都議定書目標達成計画を閣議決定いたしました。本計画に基づき、現在、我が国においては、環境と経済の両立という基本的考え方のもと、これまでの省エネルギーの経験や世界最高水準の技術等を最大限生かしつつ、各界各層が総力を挙げて温室効果ガスの排出削減に取り組んでいるところであります。その一環として、国内での取り組みに最大限努力してもなお排出削減約束の達成に不足する排出削減量について、他国における温室効果ガスの排出削減量を取得して対応する必要があります。そのため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正であります。この一部改正におきましては、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として温室効果ガスの排出削減量の取得を規定するとともに、本業務について国が債務を負担する場合には、通常五力年度以内である債務の負担期間の年限を八力年度以内とする特例を設けることとしております。

第二に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正であります。この一部改正におきましては、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う温室効果ガスの排出削減量の取得に係る業務に必要な費用の一部を歳出するための根拠を規定することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十九日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十三分散会

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第四条に次の一項を加える。

2 機構は、前項に規定するもののほか、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。第六条3に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第十二条9に規定する認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約

を回避しつつ京都議定書第三条の規定に基づき約束を履行することに寄与することを目的とする。

第十五条中「第四条を「第四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 京都議定書第六条3に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第十二条9に規定する認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引に参加すること。

二 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化(地球温暖化対策)の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十六条第一項及び第四項中「前条第十二号」を「前条第十二号」に改める。

第十七条第一号中「第十五条各号」を「第十五条第一項各号」に改め、同条第二号中「第十五条各号」を「第十五条第一項各号」に改め、「除く。」の下に「及び第二項各号」を加え、同条第三号中「第十五条第十号」を「第十五条第一項第十号」に改める。

第十八条中「第十五条第三号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第三章中第十九条の次に次の一条を加える。

(国の債務負担)
第十九条の二 国が第十五条第二項に規定する業務について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降八箇年度以内とする。第二十条に次の一項を加える。

附則第一条の次に次の一条を加える。(廃止)

第一条の二 第四条第二項、第十五条第二項、第十九条の二及び第二十条第二項の規定は、平成二十八年三月三十一日までに廃止するものとする。

附則第六条第二項中「前条第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。）」に掲げる業務及び「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。）」及び「第二項各号に掲げる業務」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。）」に掲げる業務及び「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。）」及び「第二項各号に掲げる業務並びに」に改める。

附則第九条第六項及び第十二条第三項中「前条第十二号」を「前条第十二号」に改める。

附則第十四条第二項中「前条第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。）」に掲げる業務及び「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。）」及び「第二項各号に掲げる業務」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。）」に掲げる業務及び「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。）」及び「第二項各号に掲げる業務並びに」に改める。

附則第十五条第三項中「前条第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。）」に掲げる業務及び「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。）」及び「第二項各号に掲げる業務」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。）」に掲げる業務及び「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。）」及び「第二項各号に掲げる業務並びに」に改める。

附則第十五条第三項中「前条第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。）」に掲げる業務及び「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。）」及び「第二項各号に掲げる業務」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。）」に掲げる業務及び「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。）」及び「第二項各号に掲げる業務並びに」に改める。

十一号を除く。及び第二項各号に掲げる業務並びに」に改める。
(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第二条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号口中「この号」の下に「及び次号」を加え、同号中「第十五条第一号」を「第十五条第一項第一号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 我が国のエネルギーの利用に対する著しい制約を回避しつつ気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第三条の規定に基づく約束を履行するためにとられる施策(京都議定書第六条1に規定する排出削減単位の取得、京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量の取得及び京都議定書第十条に規定する排出量取引への参加に係るものに限る。)で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項の規定に基づき行う事業に係る補助

第三条第一項第七号中「次項第四号」の下に「及び第五号の二」を加え、同条第二項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第一条第二項第三号の補助金
附則に次の一項を加える。
29 第一条第二項第三号及び第三条第二項第五号の二の規定は、平成二十八年三月三十一日までに廃止するものとする。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(地方税法の一部改正)
3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第三百四十九条の三第二十一項中「第十五条第一号」を「第十五条第一項第一号」に改める。

理由
我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の約束を履行するため、同議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務を独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に行わせるとともに、当該業務に必要な財政上の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。